三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第二号中「平成二十四年度類似課税標準額」を「平成二十七年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成二十五年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十五年度類似課税標準額」を「平成二十八年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成二十六年改正前の地方税法」を削り、同条第五項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項、第二項及び第四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五項中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度特定市街化区域農地」を「平成二十七年度特定市街化区域農地」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十六年度特定市街化区域農地」を「平成二十九年度特定市街化区域農地」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条第六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「平成二十四年度で」を「平成二十七年度で」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十四年度　次に」を「平成二十七年度　次に」に改め、同号イ中「平成二十五年改正前の地方税法」を削り、「平成二十六年改正前の地方税法」を削り、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号イ中「平成二十六年改正前の地方税法」を削り、「平成二十五年度　次に」を「平成二十八年度　次に」に改め、同号ロ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、「平成二十五年改正前の地方税法」を削り、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、「平成二十六年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十六年度　次に」を「平成二十九年度　次に」に改め、同号イ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、「平成二十六年改正前の地方税法」を削り、「平成二十五年改正前の地方税法」を「平成二十八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第二号ロの項中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第一号ロの項中「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十五年度分又は平成二十六年度分」を「平成二十八年度分又は平成二十九年度分」に改める。

附則第三十条を附則第二十九条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条　次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

二　天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第四百四十四条第一項第二号ロ	三千九百円	千円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	千八百円
	一万八百円	二千七百円
	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

2　次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。